

リーダーズ式☆

出題予想テーマ的中プロジェクト

第4回

リーダーズ総合研究所

山田 齊明 先生

竹内 千佳 先生

村瀬 仁彦 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1

民法択一式・記述式レバレッジ予想講義
第4回

1 設問

A、Bは、連帯してCに対して100万円の連帯債務を負っている(各自の負担部分は平等である)。連帯債務者の1人であるAが、Cに対して100万円の弁済をしたが、Bに事後の通知をしない間に、Bがこれを知らずに、Aに対して事前の通知を行い、Cに対して重ねて弁済した。結果的に、Cは、二重に弁済を受けているので、本来返還すべきであるところ、Bが返還を求めようとした時点では、Cは無資力となっていた。このような場合、Bは、①自己の弁済についてどのような主張を行い、②誰に対して、③どのような権利を行使することができるか。民法の規定及び判例に照らして、40字程度で記述しなさい。

【図解化】 ※事実関係の正確な把握のため、必ず、図にすること。

【テーマ】 ※問題文から、テーマを見つけ出すこと。

リーダズ式☆出題予想テーマの中プロジェクト

【キーワード】 ※問題文から、テーマとなりうるキーワードを書きだすこと。

【文章構成】 ※キーワードを元に、文章構成すること。

2 解説

1 テーマ

- ・ 連帯債務における内部関係(求償関係)

2 前提知識

① 求償権

連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、自己の負担部分について求償権を有する(442条1項)。連帯債務者の内部関係においては、他人の債務を弁済したこととなるため、他の債務者にとっては不当利得となる。そのため、弁済した連帯債務者は、他の連帯債務者にその利得を求償することができる。負担部分は、特別な事情のないときは、平等と解する。

② 成立要件

連帯債務者の1人が、弁済その他自己の財産をもって共同の免責を得たことである(442条1項)。自己の財産をもって免責を得るとは、弁済、代物弁済、供託、更改、相殺など、自己の支出を伴って債務を減少させる行為をしたことを意味する。択一式対策として、「免除」や「時効」のように、支出を伴わず債務を免れた場合は、求償権は発生しない点、注意せよ。

③ 範囲

求償することができるのは、共同の免責を得た額、免責があった日以後の法定利息、避けることができなかつた費用、その他の損害の賠償額である(442条2項)。この点、各連帯債務者は、共同の免責を得るための行為をする場合には、事前・事後の通知をしなければならず、これを怠ると、求償権が制限される。

④ 求償権の制限

1	事前通知を怠った場合	他の連帯債務者が債権者に対抗できる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもって求償者に対抗できる。(443条1項)
2	事後通知を怠った場合	事後の通知をしない間に、他の連帯債務者がこれを知らずに重ねて弁済した場合に、後者は自己の弁済を有効なものとなすことができる。(443条2項)(※)
3	事前・事後、ともに通知を怠った場合	民法443条の適用はなく、原則に戻り、第一の弁済のみ有効になる。(最判昭57.12.17)

(※) この点、「自己の弁済とみなすことができる」だけであって、みなさなければならないわけではない。

3 本問の解説

連帯債務者の1人が弁済した場合、その弁済の事実を他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で二重弁済したときは、第二弁済者は自己の弁済を有効であったものとみなすことができる。その結果、善意の第二弁済者は、事後通知を怠った第一弁済者からの求償を拒み、反対に、この第一弁済者に対して求償することができる。その場合、第一弁済者は、二重払い分については、債権者に対して償還を求めることになる。これは、事後通知を怠った第一弁済者が債務者の無資力を負担することを意味する。

3 択一式対策

1 確認事項

- (1) 求償権はどのようなときに成立するか。
- (回) 連帯債務者の1人が、弁済その他自己の財産をもって共同の免責を得たことが、求償権の成立要件となる(442条1項)。
- (2) 自己の財産をもって免責とはどういう意味か。
- (回) 「自己の財産をもって免責」とは、弁済、代物弁済、供託、更改、相殺などの支出を伴って、債務を減少させる行為をした場合である。試験対策としては、「混同」は、「弁済したものとみなす」と規定されているから、自己の財産をもってしてはいないが、求償権の発生原因となる。一方で、「免除」や「時効」のように、支出を伴わない場合は、求償権は発生しない。
- (3) 求償権における負担部分の性質について、判例の見解を述べよ。
- (回) 負担部分は「割合」であって、固定した数額ではないから、共同の免責を得た額について負担部分の割合をもって求償できるとする。すなわち、連帯債務者の1人が弁済等をした場合に、その額を負担割合で分け合うということになる。「割合」と言っている以上、たとえ負担部分を超えない弁済であっても、その弁済によって共同の免責を受けていれば、負担部分の割合に応じて求償できるということである。この点、保証債務等と比較しておくこと。
- (4) 求償権が制限されることはあるか。
- (回) 事前通知を怠った場合、他の連帯債務者が債権者に対抗できる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもって求償権に対抗することができる。また、事後通知を怠った場合は、これを知らずに重ねて弁済した場合、後者は自己の弁済を有効なものとしてみなすことができる。なお、「有効なものとしてみなす」のは義務ではないため、自己の弁済について、債権者に対して不当利得返還請求をしてもよい。

2 関連論点

【1】求償権の範囲の比較

連帯債務 委託を受けた保証人	共同の免責を得た額、免責があった日以後の法定利息、避けることができなかつた費用、その他の損害の賠償額(442条2項)
委託を受けていない保証人	①主債務者の 意思に反しない とき 「免責行為があつた当時」に、主債務者が利益を受けた限度において、求償権を得る(462条1項)(※)
	②主債務者の 意思に反する とき 「求償時」に、主債務者が現に利益を受けている限度において、求償権を得る(462条2項前段)(※)

(※)「免責行為があつた当時」とは、弁済等、債務が消滅する行為を行った当時であり、「求償時」とは、求償権を行使したときである。

【2】求償権の制限のパターン

連帯債務者間の通知	事前通知(443条1項)、事後通知(443条2項)、 <u>いずれもあり</u> 。
主債務者から 委託のある保証人への 通知	<u>事前通知の義務はない</u> が、事後通知はある(443条2項、463条2項)
主債務者から 委託のない保証人への 通知	事前通知・事後通知、 <u>いずれも通知義務はなし</u> 。

(※)なお、保証人から主債務者への通知義務は、委託の有無にかかわらず、事前・事後、いずれも「必須」である(443、463条)。

3 解答例

B	は	自	己	の	弁	済	が	有	効	で	あ	る	こ	と
を	主	張	し	、	A	に	対	し	て	、	求	償	権	を
行	使	す	る	こ	と	が	で	き	る	。				

2

行政法☆重要判例予想講義

—第4回：行政救済法 訴えの利益・取消訴訟以外の抗告訴訟—

1

建築物完成による訴えの利益の消滅(最判昭和59年10月26日)

(事案)

仙台市建築主事が建築基準法に基づき建築確認をなし、これに対し付近住民が建築審査会への審査請求を経て取消訴訟を提起した。しかし、当該審査請求の決定が出る前に当該建築工事が完了した。

(判旨)

建築基準法によれば、建築主は、同法6条1項の建築物の建築等の工事をしようとする場合においては、右工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築関係規定」という。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない(6条1項。以下この確認を「建築確認」という。)、建築確認を受けない右建築物の建築等の工事は、することができないものとされ(6条5項)、また、建築主は、右工事を完了した場合においては、その旨を建築主事に届け出なければならない(7条1項)、建築主事が右届出を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、届出に係る建築物及びその敷地が建築関係規定に適合しているかどうかを検査し(7条2項)、適合していることを認めるときは、建築主事に対し検査済証を交付しなければならないものとされている(7条3項)。そして、特定行政庁は、建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、建築主等に対し、当該建築物の除却その他これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる(9条1項。以下この命令を「違反是正命令」という。)、とされている。これらの一連の規定に照らせば、建築確認は、建築基準法6条1項の建築物の建築等の工事が着手される前に、当該建築物の計画が建築関係規定に適合していることを公権的に判断する行為であって、それを受けなければ右工事をすることができないという法的効果が付与されており、建築関係規定に違反する建築物の出現を未然に防止することを目的としたものといえる。

しかしながら、右工事が完了した後における建築主事等の検査は、当該建築物及びその敷地

が建築関係規定に適合しているかどうかを基準とし、同じく特定行政庁の違反是正命令は、当該建築物及びその敷地が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているかどうかを基準とし、いずれも当該建築物及びその敷地が建築確認に係る計画どおりのものであるかどうかを基準とするものでない上、違反是正命令を発するかどうかは、特定行政庁の裁量にゆだねられているから、建築確認の存在は、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発する上において法的障害となるものではなく、また、たとえ建築確認が違法であるとして判決で取り消されたとしても、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずるものではない。

したがって、建築確認は、それを受けなければ右工事をする事ができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるものといわざるを得ない。

2 土地改良事業完了による訴えの利益(最判平成4年1月24日)

(事案)

兵庫県知事が出した町営土地改良事業の施行認可に対して、付近住民がその取消しを求めて出訴した。しかし、訴訟継続中に当該工事が完了した。

(判旨)

本件認可処分は、本件事業の施行者であるD町に対し、本件事業施行地域内の土地につき土地改良事業を施行することを認可するもの、すなわち、土地改良事業施行権を付与するものであり、本件事業において、本件認可処分後に行われる換地処分等の一連の手續及び処分は、本件認可処分が有効に存在することを前提とするものであるから、本件訴訟において本件認可処分が取り消されるとすれば、これにより右換地処分等の法的効力が影響を受けることは明らかである。そして、本件訴訟において、本件認可処分が取り消された場合に、本件事業施行地域を本件事業施行以前の原状に回復することが、本件訴訟係属中に本件事業計画に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能であるとしても、右のような事情は、行政事件訴訟法31条の適用に関して考慮されるべき事柄であって、本件認可処分の取消しを求める上告人の法律上の利益を消滅させるものではないと解するのが相当である。

3

営業停止処分取消請求事件(最判平成27年3月3日)

(事案)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)2条1項7号のぱちんこ屋の営業に該当する風俗営業を営む上告人が、北海道函館方面公安委員会から法26条1項に基づく営業停止処分を受けたため、同委員会の所属する被上告人を相手に、同処分は違法であると主張して、その取消しを求めた。

(判旨)

行政手続法12条1項に基づいて定められ公にされている処分基準は、単に行政庁の行政運営上の便宜のためにとどまらず、不利益処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされるものというべきである。したがって、行政庁が同項の規定により定めて公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをするならば、裁量権の行使における公正かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点から、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることとなるものと解され、この意味において、当該行政庁の後行の処分における裁量権は当該処分基準に従って行使されるべきことがき束されており、先行の処分を受けた者が後行の処分の対象となるときは、上記特段の事情がない限り当該処分基準の定めにより所定の量定の加重がされることになるものといえることができる。

以上に鑑みると、行政手続法12条1項の規定により定められ公にされている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分に当たる処分を受けた者は、将来において上記後行の処分に当たる処分の対象となり得るときは、上記先行の処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

4 懲戒処分に対する差止訴訟(最判平成24年2月9日)

(事案)

東京都教育委員会が都立学校の校長宛に式典の際の国家の起立斉唱を求める通達を出し、その命令に違反した教職員を懲戒処分にした。この懲戒処分は、1回目戒告、2回目～減給、4回目以降停職が規定され、免職処分は規定されていなかった。これを不服とする教職員らが、国に対し、国旗に向かい起立斉唱する義務のないことの確認、②この義務違反による懲戒処分の差止め、③国家賠償請求を求めて出訴した。

(判旨)

本件通達は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条5号所定の学校の教育課程、学習指導等に関する管理及び執行の権限に基づき、学習指導要領を踏まえ、上級行政機関である都教委が関係下級行政機関である都立学校の各校長を名宛人としてその職務権限の行使を指揮するために発出したものであって、個々の教職員を名宛人とするものではなく、本件職務命令の発出を待たずに当該通達自体によって個々の教職員に具体的な義務を課すものではない。

したがって、本件通達をもって、本件職務命令と不可分一体のものとしてこれと同視することはできず、本件職務命令を受ける教職員に条件付きで懲戒処分を受けるという法的効果を生じさせるものとみることができない。

そうすると、個々の教職員との関係では、本件通達を踏まえた校長の裁量により本件職務命令が発せられ、さらに、その違反に対して都教委の裁量により懲戒処分がされた場合に、その時点で初めて教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼす行政処分がされるに至るものというべきであって、本件通達は、行政組織の内部における上級行政機関である都教委から関係下級行政機関である都立学校の各校長に対する示達ないし命令にとどまり、それ自体によって教職員個人の権利義務を直接形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないというべきである。また、本件職務命令も、教科とともに教育課程を構成する特別活動である都立学校の儀式的行事における教育公務員としての職務の遂行の在り方に関する校長の上司としての職務上の指示を内容とするものであって、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないと解される。

以上を前提に、まず、法定抗告訴訟たる差止めの訴えとしての被上告人らに対する本件差止めの訴えの適法性について検討する。

本件通達を踏まえて懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的にされる危険が現に存在する状況の下では、事案の性質等のために取消訴訟等の判決確定に至るまでに相応の期間を要している間に、毎年度2回以上の各式典を契機として上記のように懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的にされていくと事後的な損害の回復が著しく困難になることを考慮すると、本件通達を踏まえた本件職務命令の違反を理由として一連の累次の懲戒処分がされることにより生ずる損害は、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものであるとはいえず、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであるといえることができ、その回復の困難の程度等に鑑み、本件差止めの訴えについては上記「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるというべきである。

また、差止めの訴えの訴訟要件については、「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」ではないこと、すなわち補充性の要件を満たすことが必要であるとされている(行訴法37条の4第1項ただし書)。原審は、本件通達が行政処分にあたるとした上で、その取消訴訟等及び執行停止との関係で補充性の要件を欠くとして、本件差止めの訴えをいずれも却下したが、本件通達及び本件職務命令は前記のとおり行政処分に当たらないから、取消訴訟等及び執行停止の対象とはならないものであり、また、本件では懲戒処分の取消訴訟等及び執行停止との関係でも補充性の要件を欠くものではないと解される。以上のほか、懲戒処分の予防を目的とする事前救済の争訟方法として他に適当な方法があるとは解されないから、本件差止めの訴えのうち免職処分以外の懲戒処分の差止めを求める訴えは、補充性の要件を満たすものといえることができる。

次に、無名抗告訴訟としての被上告人らに対する本件確認の訴えの適法性について検討する。

無名抗告訴訟としての被上告人らに対する本件確認の訴えは、将来の不利益処分たる懲戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟として位置付けられるべきものと解するのが相当であり、実質的には、本件職務命令の違反を理由とする懲戒処分の差止めの訴えを本件職務命令に基づく公的義務の存否に係る確認の訴えの形式に引き直したものであるといえることができる。

本件においては、法定抗告訴訟として本件職務命令の違反を理由としてされる蓋然性のある懲戒処分の差止めの訴えを適法に提起することができ、その本案において本件職務命令に基づく公的義務の存否が判断の対象となる以上、本件職務命令に基づく公的義務の不存在の確認を求める本件確認の訴えは、上記懲戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟としては、法定抗告訴訟である差止めの訴えとの関係で事前救済の争訟方法としての補充性の要件を欠き、他に適当な争訟方法があるものとして、不適法というべきである。

5 仮の義務付け—保育園入園—(東京地決平成18年1月25日)

(事案)

障がいのある児童が普通保育園への入園申請を拒否されたため、当該不承認処分取消訴訟及び入園許諾処分の義務付訴訟を提起、併せて仮の義務付けの申立てを行った。

(判旨)

行政事件訴訟法37条の5第1項所定の「義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとき」とは、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことによって被る損害が、原状回復ないし金銭賠償による填補が不能であるか、又は社会通念上相当に困難であるとみられる程度に達して、そのような損害の発生が切迫しており、社会通念上、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいうと解すべきである。

これを本件について見るに、前記認定事実によると、Aは保育園への入園が許可されたとしても、本案訴訟の判決の確定を待っている間は、保育園に入園して保育を受ける機会を喪失する可能性が高いといえることができる。子供にとって、幼児期は、その健康かつ安全な生活のために必要な習慣を身につけたり、自主的、自律的な精神をはぐくんだり、集団生活を経験することによって社会生活をしていく上での素養を身につけたりするなどの重要な時期であるといえることができるから、子供にとって、幼児期においてどのような環境においてどのような生活を送るかはその子供の心身の成長、発達のために重要な事柄である。したがって、相手方がAの保育園への入園を許可する旨の処分をしないことによって、A保育園に入園して保育を受ける機会を喪失するという損害は、その性質上、原状回復ないし金銭賠償による填補が不能な損害であるといえるべきである。

行政事件訴訟法37条の5にいう仮の義務付けを命ずるには、「本案について理由があるとみえるとき」という要件が必要である。そして、同条の文言、及び仮の義務付けの決定が、裁判所が本案判決前に 仮に行政庁が具体的な処分をすべきことを命ずる裁判であることからすると、その発令の要件は、処分の執行停止の決定においては「本案について理由がないとみえるときは、することができない」(同法25条4項)とされているものよりも、更に厳格なものであり、仮の義務付けの裁判の段階において、積極的に、本案について理由があると認め得ることが必要であると解すべきである。

以上の認定判断を前提とする限り、Aの普通保育園での適切な保育が困難であって、児童福祉法24条1項ただし書にいう「やむを得ない事由」があると判断した東大和市福祉事務所長の判断は、裁量の範囲を超え又はその濫用となるものといえるべきである。

したがって、Aの普通保育園への入園を不承諾とした本件各処分は、違法であるといえるべきである。

3

ココが危ない！2016年一般知識予想講義
—第4回：時事—

1 公職選挙法

1 意義

公職選挙法とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする法律をいう。

2 歴史

1950年に、従前の衆議院議員選挙法と参議院議員選挙法とを統一し、地方公共団体の議員及び長の選挙法制を統合する形で新法として制定された。

3 最近の主な改正

西 暦	改正内容
1994年	連座制の強化 (連座制対象者の範囲拡大、同一選挙区における立候補制限)
1997年	① 投票時間延長 ② 不在者投票の要件緩和
1998年	在外選挙制度の創設(比例代表選挙のみ)
2000年	① 参議院議員の定数の削減 ② 参議院比例代表選挙への非拘束名簿式比例代表制の採用
2003年	① 期日前投票制度の創設 ② 選挙期間中のmanifesto配布の部分的解禁
2006年	① 在外選挙制度の対象を選挙区選挙にも拡大 ② 国外での不在者投票制度の創設
2013年	インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁
2015年	選挙権年齢(満18歳)の引下げ

4 選挙制度の変遷

改正年	性別・年齢	納税要件	選挙区制	有権者比率
1889年	満25歳以上の男子	直接国税15円以上	小選挙区	1.1%
1900年		直接国税10円以上	大選挙区	2.2%
1919年		直接国税3円以上	小選挙区	5.5%
1925年	満20歳以上の男女	なし(普通選挙)	中選挙区	20%
1945年			大選挙区	48.7%
2015年	満18歳以上の男女		小選挙区比例 代表並立制	83~84%

《過去問チェック》

- 日本で男子普通選挙法が成立したのは1924年のことで、イギリスにならって小選挙区制がとられた。(H14-48、× 1925年、中選挙区制)
- 日本で婦人参政権が樹立されたのは1945年のことであるが、それに基づく選挙が実施されたのは日本国憲法施行後の総選挙からである。(H14-48、× 日本国憲法施行(1947年)後ではなく、施行前の総選挙(1946年)から。)
- 1950年制定の公職選挙法は、従前の衆議院議員選挙法と参議院議員選挙法とを統一し、地方公共団体の議員及び長の選挙法制を統合することとなった。(H14-48、○)
- 現行の選挙制度において、候補者が、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、ホームページや電子メールを利用した選挙期日後の挨拶行為をすることは、可能である。(H26-55、○)
- 現行の選挙制度において、候補者が、選挙運動用のホームページに掲載された文書を選挙期日当日に更新することは、可能である。(H26-55、× 選挙期日当日は更新できない。)
- 現行の選挙制度において、一般の有権者が、電子メールを送信することによる選挙運動を行うことは、可能である。(H26-55、× 候補者・政党等に限って可能)
- 国政選挙の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を有している者は、外国にいながら国政選挙で投票することができる。(H27-48、○)

(4) 地方交付税

ア 意義

地方交付税とは、使途が限定されていない国から地方への財政移転をいう。地方交付税は、地方公共団体間の財政力格差を解消する財政調整機能と、地方公共団体の活動量を財政的な観点から保障する財源保障機能がある。

イ 種類

① 普通交付税(総額の94%)

地方の行政需要のうち自主財源だけでは足りない部分を補填するものをいう。

② 特別交付税(総額の6%)

自然災害による財政需要などのように、普通交付税の算定時には予測できない地方歳出の増加に対応するものをいう。

ウ 原資

所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%の合計額が地方交付税等特別会計に振り込まれて地方公共団体に配分される。

エ 交付基準

基準財政需要額から基準財政収入額を減じて算定された財源不足額を交付基準としている。なお、地方交付税が交付されている地方公共団体を交付団体、交付されていない団体を不交付団体という。2014年度現在、不交付団体は、東京都など、55団体となっている。

(5) 地方債

地方債とは、地方公共団体が歳入の不足を補うために負う債務で、その返済が会計年度を越えるものをいう。2006年度から、地方債の許可制度は廃止され、地方公共団体は、地方債の発行に際して、都道府県の場合は総務大臣、市町村の場合は都道府県知事との協議を行う必要があるが、その同意がなくても、原則として、自由に地方債を発行できるようになった。

4 ふるさと納税

(1) 意義

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から、一定の上限まで、原則として全額が控除される制度をいう。

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでも行うことができる。それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金

の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選ぶことができる。

導入初期の2008年度(寄付金額約81億円)と比較すると、2015年度には、寄付金額が20倍の約1,653億円となっている。

(2) 歴史

ふるさと納税制度は、2006年10月に、西川一誠福井県知事が、総務省の「ふるさと納税研究会」の委員として、ふるさと寄付金控除の導入を提言したことが始まりで、2007年5月、第一次安倍政権当時に、菅総務大臣が、地方税法の一部改正という形で創設したものである。

(3) 制度

年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円(30,000円－2,000円)が所得税と住民税から控除される。また、寄附者へは、お礼として各自治体から特産品などが送られてくる。

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があるが、2015年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで、確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まっている。

(4) 控除額

ふるさと納税を行う 方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成			
	独身又は共働	夫婦又は共働き ＋子1人 (高校生)	共働き＋子1人 (大学生)	夫婦＋子1人 (高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円
1000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円
1,100万円	212,000円	193,000円	189,000円	183,000円
1,200万円	239,000円	229,000円	226,000円	219,000円
1,300万円	268,000円	258,000円	255,000円	249,000円
1,400万円	351,000円	339,000円	335,000円	328,000円
1,500万円	386,000円	374,000円	370,000円	362,000円
1,600万円	420,000円	408,000円	404,000円	397,000円

ふるさと納税を行う 方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成			
	独身又は共働	夫婦又は共働き +子1人 (高校生)	共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)
1,700万円	455,000円	443,000円	439,000円	431,000円
1,800万円	489,000円	477,000円	473,000円	466,000円
1,900万円	525,000円	513,000円	509,000円	501,000円
2,000万円	560,000円	548,000円	544,000円	537,000円
2,100万円	596,000円	584,000円	580,000円	572,000円
2,200万円	631,000円	619,000円	615,000円	608,000円
2,300万円	763,000円	750,000円	745,000円	643,000円
2,400万円	804,000円	791,000円	786,000円	777,000円
2,500万円	845,000円	831,000円	826,000円	818,000円

《過去問チェック》

- 地方交付税は国税5税の一定割合を原資としており、その税目は、所得税・法人税・消費税・酒税・たばこ税の5つである。(H19-50、○)、
- 地方交付税総額のうち、特別な事情に応じて交付される特別交付税の占める割合は、その年の自然災害や景気動向によって決定されることとなっている。(H19-50、× 地方交付税の総額の6%)
- 地方公共団体の財政力を示す指数としての財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、通常は過去3か年の平均値が用いられる。(H15-52、○)
- 地方交付税交付金は、地方公共団体の財政力を調整するために、すべての地方公共団体に対して交付されている。(H13-53、× すべての地方公共団体に対して交付されているわけではない。)
- 平成12年の地方税法改正により、それまでの法定外目的税に関する許可制度は、国の同意を要する事前協議制に改められ、また、新たに法定外普通税制度が導入された。(H16-52、× 法定外普通税、法定外目的税)

3 インバウンド

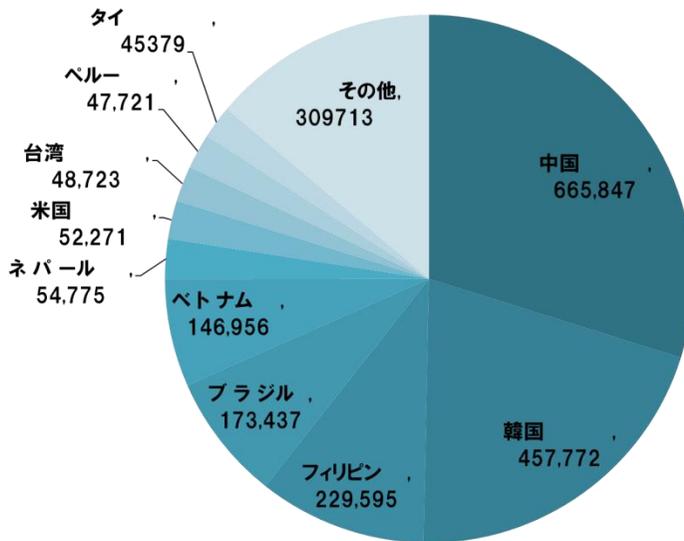
1 訪日外国人旅行者数

平成27年の訪日外国人旅行者数は、約1,974万人となり、3年連続で最高を更新している。この結果、訪日外国人旅行者数は、45年ぶりに、出国日本人数(約1,621万人)を上回った。

訪日外国旅行者数は、アジア地域が1,637万人と全体の82.9%を占め、国・地域別では、1位が中国の499万人、2位が韓国の400万人、3位が台湾の368万人、4位が香港の152万人、5位が米国の103万人となっている。

2 在留外国人数

平成27年末現在における中長期在留者数は188万3,563人、特別永住者数は34万8,626人で、これらを合わせた在留外国人数は223万2,189人となっている。国籍・地域別の在留外国人数は以下の通りとなっている。



また、在留外国人数の在留資格等別では、「永住者」が70万500人と最も多く、次いで、「特別永住者」が34万8,626人、「留学」が24万6,679人、「技能実習」が19万2,655人、「定住者」が16万1,532人となっている。

なお、2012年現在、外国人労働者を雇用している事業所は、126,729か所あり、外国人労働者数は、717,504人となっている。外国人労働者に関しては、労働契約に関連する人権侵害、賃金の不払い、労災保険の不支給などの問題が多くなっている。

3 難民認定者数

(1) 意義

難民とは、「難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)第1条の規定又は難民の地位に関する議定書(以下「議定書」という。)第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民」をいう(入管法2条3号の2)。

難民条約及び議定書上の難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」をいう。

(2) 難民該当性の判断

申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人や関係者の供述や提出資料等の証拠を元に、不自然、不合理な点がなく一貫性があるか否か、出身国等に係る客観的情報と整合するか否か等の観点から信憑性の評価を行った上で、その内容が難民条約上の難民の定義に該当するか否かの難民該当性を判断する。

なお、武力紛争による本国情勢の悪化に起因する生命の危険から我が国に逃れてきたなど、難民条約上の難民に該当するものとは認められないものの、国際的保護を必要とする者等については、人道上の観点から本邦での在留を配慮するものとして、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っている。

(3) 現状

平成27年に、日本で難民認定申請を行った者は7,586人であり、前年より、2,586人増加している。また、難民の認定をしない処分に対して異議申立てを行った者は、3,120人であり、申請数及び異議申立数いずれも、難民認定制度が発足した昭和57年以降最多となっている。

これに対して、難民として認定された者は27人(うち8人は異議申立手続における認定者)、難民として認定されなかった者は、難民認定申請(一次審査)で3,411人、異議申立てで1,763

人となっている。

また、難民とは認定されなかったものの、人道的な配慮が必要なものとして在留を認めた者は79人であり、難民として認定された者を合わせた数は106人となっている。

《過去問チェック》

- わが国の外国人に関する法制度としては、出入国管理法があるが、難民条約に加盟したことから、新たにそれとは別個に難民認定法が制定された。また、制度を管轄する行政組織も、入国管理局ではなく、法務省人権擁護委員会が担当することとなった。(H22-53、× 入国管理局である。)
- 難民の地位に関する条約は、難民の人権保障と難民問題解決のための国際協力を効果的にするためのものであり、日本も加入している。(H26-54、○)
- 国際連合難民高等弁務官事務所は、国際連合の難民問題に関する機関であり、かつて、緒方貞子が高等弁務官を務めたことがある。(H26-54、○)
- 難民には、政治難民、災害難民、経済難民など多くの種類があるといわれているが、日本では、積極的な国際貢献のため、その種類を問わず広く難民を受け入れている。(H26-54、× 日本は、広く難民を受けていれていない。)
- 難民認定制度が導入されて以来、本邦に難民として受け入れられた外国人の数はそれほど多くないが、最も多いのは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)出身の外国人であり、毎年数十人の同国出身の外国人が難民として日本に受け入れられている。(H22-53、× 最も多いのはミャンマー出身の外国人である。)
- 難民の申請は、本国から逃れてきて、本邦に入国する時点で難民認定を申請するほか、本邦に入国して数年間滞在した時点で、本邦入国後の政治活動など後発的事由を理由として難民認定を申請しても、これを認めることができる。(H22-53、○)

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)